脱退届

今般、下記により脱退致しますので、ここに届けます。 脱退理由

(廃業 ・ 倒産 ・ 自己都合 ・地区外転出・その他 理由)

※ 自己都合による退会の場合、下記アンケートにご回答ください。

アンケート

都城商工会議所は現在、会員サービスの向上に力を注いでおります。今後の商工会議所運営のために参考にさせて頂きますので、退会を決意された、一番大きな理由をおしえてください。

- A. 会員になっていても、メリットを感じないから
- B. 会費の負担が大きいから
- **C.** その他(

	年	月	H	
事業所名				
 所 在 地 <u></u>				
代表者氏名				

都城商工会議所 会頭殿

- ※ 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退する ことができると都城商工会議所定款にて定められており、脱退届提出後も 3 月 31 日迄は会員としての資格を有します。
- ※ 生命共済等会議所が扱う保険・サービスを次年度(4月)よりご利用できなくなる可能性があります。詳しくは担当者までご確認ください。

【商工会議所記入欄】 -

収納方	法	会員番号	口数	会費	送付	特商	請求復活	TOAS	決裁日	
振替·i	請求書								/ /	
専務理事	事務局	長相談所長	指導課		振興課		総務課		会員担当	
指導課長	振興課	長総務課長							取扱者	